

第8回人権賞 受賞者 故・梶原和夫（元弁護士 1992年逝去）

【受賞理由】

弁護士として多くの少年事件や学校事件訴訟に関わり、子どもの人権侵害に対して自ら先頭に立って、子どもの権利の確立・救済機構の整備に尽力するとともに、子どもの立場に立った人権思想の確立と啓蒙への取り組みに対して。

Q 1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

東京弁護士会少年法「改正」問題対策特別委員会（現・子どもの人権と少年法に関する特別委員会）の活動が契機。少年非行の背景にある子どもたちの人権状況の申告差に目が向く。これを子どもの人権擁護・救済として取り組み始め、全国に先駆けて「子どもの人権110番」（電話相談）、「子どもの人権救済センター」を東京弁護士会に常設させた。弁護士会外では、市民グループの活動に積極的に参加、現場主義を貫き、弁護士と市民との連携確立へ。

Q 2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

「教育のことは教育現場に任せるべき」といった意見もあった中、人権という観点で取り組むこと、弁護士会内に常設相談窓口をつくることの合意形成に相当時間がかかった。子供を主体にすることを基本スタンスにしたことから、子どもが直接弁護士と相談できる体制をどうするか（電話相談にしたこと、この電話番号を漫画雑誌に掲載したことなど）、弁護士が子どもの相談に乗る場合の研修等、相談体制の整備に苦労した。

Q 3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

今日、子どもの人権という言葉は相当広く定着。全国の弁護士会でこの問題について日常的相談体制も確立した。市民との連帯も「子どもの人権」を軸に大きく広がっていき、弁護士会に期待するものが大きくなっている。

上記の動きとは逆に、「子どもの人権」に反発する層も増え（これに対する誤解も含め）、この動きを押さえるために、強固な反動的な動き（少年法「改正」や教育「改革」等）も目につく。そして、これと連動するかのように子どもの置かれている状況はさらに深刻になっている。

Q 4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

子どもの権利条約批准運動をはじめ、その後の動きは急速であり、今や子どもの人権を核にした運動や動きは相当大きく広がっている。また、集会等で子どもが意見を表明したり、運動に当事者の子どもが参加するということが当たり前という認識になっている。様々な関係者のネットワークもつくられ、問題も学校から家庭・社会の問題まで含めて様々な問題に対処する方策（法制定も含め）ができつつあり、市民と弁護士の連携が大きく寄与している。ただし、

実態としての子どもの人権侵害状況は深刻になっており、今後この運動をどう「草の根化」するかが課題である。

Q 5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。／

Q 6 新たにはぐくむべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともに聞かせください。

（この部分は記入者である石川小夜子の意見である。）

記入者の意向としては、梶原先生の志を受けて、さらにこのテーマを追求したい。現在の子どもの置かれている状況は深刻であり、それが様々な「問題行動」という形で噴出している。そして、それに対処する政策や世論は厳罰化という管理統制の方向である。しかし、この方向は全く逆であり、いっそう子どもたちが追いつめられる事態をもたらすだけであると考え。問題の改善のためにも、日本社会のすみずみに、子どもの権利や人権が保障されるため、小さなグループを通して一人ひとりに訴え、かつ実践をめざしたい。そのためには、子どもの人権というものが子どもの成長にとってどういう意味を持つものか、実践の立場から丁寧に訴えること。そのためにも、一人ひとりの子どもたちを支える実践活動が大切であること、市民との協同と連携を大切にすることである。

※Qへの回答者 石井小夜子（弁護士）